

慶應義塾大学児童文化研究会三田会規約

第一章 総則

第1条 (名称)

この会は、慶應義塾大学児童文化研究会三田会と称する。

- ② 通称としては、児研三田会を用いる。

第2条 (会員)

この会の会員は、慶應義塾大学児童文化研究会に在籍していた塾員であって本規約を遵守する者、
ならびに、これに準じる者であって理事会が適当と認めた者とする。

第3条 (目的)

この会は、会員相互の親睦、ならびに、児童文化の発展を図ることを目的とする。

第二章 役員

第4条 (役員)

この会に、次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| (1) 理事 | 若干名 |
| (2) 監事 | 1名 |

- ② 理事会は、理事で構成される。

- ③ 役員は、これを名誉職とする。

第5条 (任期)

役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第6条 (選出)

役員は、理事会において候補者を選出し、総会で、これを決定して委嘱する。

第7条 (役職)

理事会での互選により、理事の中より、次の役職を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |

第8条 (役割)

役職は、次のとおりに役割を分担する。

- (1) 会長は、会務を総攬し、会を運営する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会の運営に協力する。
- (3) 事務局長は、会の運営方針に従って、事務局を統轄する。

第9条 (事務局)

会務を遂行するために、事務局を置く。

- ② 事務局は、事務局長と事務局員で構成される。
- ③ 事務局員は、事務局長が選出して委嘱する。
- ④ 事務局員は、これを委嘱した事務局長とともに終任する。

第三章 行事

第10条 (親睦行事)

会員相互の親睦に関する行事は、次のとおりとする。

- (1) 会員名簿の作成など、会員の情報把握に関する行事
- (2) 会誌の発行など、会員への情報提供に関する行事
- (3) 懇親会の開催など、会員相互の親睦を深める行事
- (4) その他理事会で定められた会員相互の親睦行事

第11条 (文化行事)

児童文化行事は、次のとおりとする。

- (1) 講演会、公演会の開催など、児童文化の普及に関する行事
- (2) 童話集、脚本集、論説集の作成など、児童文化の記録に関する行事
- (3) その他理事会で定められた児童文化に関わる行事

第12条 (慶弔行事)

会員の慶弔の発生に際しては、その都度理事会にて協議し、表敬する。

第四章 総会

第13条 (総会)

総会は、次のとおりとする。

- (1) 定例総会 年1回開催する。
- (2) 臨時総会 理事会が必要と認めた場合に開催する。

② 会員は、総会に出席して採決に参加することが出来る。

第14条 (招集)

総会は、会長が招集する。

第15条 (付議事項)

総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 本規約の改定に関する事項
- (2) 収支決算、および、その付帯事項
- (3) 役員任免に関する事項
- (4) 大島・西沢記念基金規約が定める付議事項

第16条 (採決)

総会の議決は、委任状を含む出席者の過半数の同意をもって、決定する。

第五章 会計

第17条 (収入)

この会の経費は、会費、行事収入、寄付金、および、その他の収入をもって充てる。

第18条 (会費)

会費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 年会費 3,500円/年度
- (2) 終身会費 50,000円
- (3) 臨時会費

② 終身会費を一度に納入した場合に、以後の年会費は前納されたものとみなす。

③ 臨時会費は、会の事情により理事会が定める。

④ 会費の出納処理は、原則として、所定の郵便局口座または銀行口座を通じて行なう。

⑤ 夫婦が共に会員である場合は、1人分の会費で夫婦分とみなす。

第19条 (管理)

会費の徴収など、この会の会計管理は、事務局が行なう。

② 事務局は、会計の管理状況を、監事の意見を付して、総会に報告する。

第20条 (会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

付則

この規約は、1975年4月1日から実施する。

この規約は、2006年に改定され、2006年6月24日より施行する。